

福岡県医師会 第2007号 (保)

平成17年 2月 4日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



理学療法Ⅲの施設基準届出状況及び算定の確認について

今年度の施設基準定時報告書の点検において、標記基準の届出状況及び算定に関して要件を満たさないと思われる事例が見受けられたことから、福岡社会保険事務局では届出医療機関に対し別紙のとおり確認通知を出した旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



事 務 連 絡

平成17年1月31日

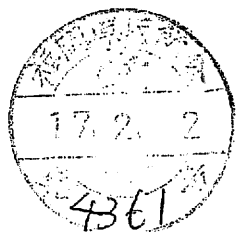
福岡県医師会長 殿

福岡社会保険事務局保険課長

理学療法Ⅲの施設基準届出状況及び算定の確認について

医療保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今年度の施設基準定時報告書の点検において、標記の基準の届出状況及び算定に関して要件を満たさないものと思慮される事例が見受けられました。別添写のとおり届出済の保険医療機関開設者あて通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。



(写)

平成17年1月31日

保険医療機関開設者 様

福岡社会保険事務局保険課医療係

理学療法Ⅲの施設基準及び算定の確認について

医療保険行政につきましては、日頃から格別のご協力を頂き誠にありがとうございます。

平成16年7月に提出していただきました、今年度の『施設基準定時報告(入院基本料等に関する実施状況報告書、有床診療所入院基本料実施状況報告書又は診療所施設基準実施状況報告書)』の中で、施設基準の要件となる理学療法士の勤務形態や理学療法の経験を有する従事者の職名に関して、要件を満たさないと思慮される事例が見受けられました。また、算定件数の記載においても従事者となり得ない者により算定されていると思慮される事例が見受けられました。

以上のことから、理学療法Ⅲの施設基準の届出を行っている保険医療機関におかれましては、別紙を参考に届出基準の要件並びに診療報酬算定状況を点検していただき、施設基準の要件を満たさない場合は「施設基準の辞退届(取下げ)」の提出をお願いします。また、従事者となり得ない者が理学療法を行っている場合は直ちに算定を中止してください。

《照会先》

〒812-8534

福岡市博多区博多駅前3-25-21

博多駅前ビジネスセンター2階

福岡社会保険事務局保険課医療係

TEL 092-415-3689

(写)

別紙

1. 施設基準の要件として次のいずれも満たすこと。

- (1) 45平方メートル以上の専用の施設を有すること。理学療法を行うために必要な専用の器械・器具を具備していること。
- (2) 人的要件として次のいずれも満たすこと。

- ① 『医師及び週に2日以上勤務する理学療法士がそれぞれ勤務すること。』なお、この理学療法士は同一の者が週に2日以上勤務することが要件であり、勤務する日については常勤（フルタイム）であることが必要です。
- ② 『専従する理学療法の経験を有する従事者が1人以上勤務していること。ただし、上記①に掲げる理学療法士が常勤であればこの限りではない。』と規定されていますが、この従事者とは1年以上理学療法の経験を有する看護師、准看護師（16年4月より）、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師であること。つまり資格者であることと示されています。

以上のことから、届出内容を点検していただき要件を満たしていない場合は辞退届（取下げ）を提出してください。

2. 診療報酬の算定について

1年以上の理学療法の経験を有する者であって、上記1（2）②に規定されている資格を有する従事者が理学療法を行った場合に算定することとなります。したがって、従事者となれない助手、補助者が行った理学療法は算定できません。

以上のことから、算定状況を点検していただき誤った算定を行っている場合は中止してください。